

第5回阿蘇市議会会議録

1. 平成27年9月4日 午前10時00分 招集
2. 平成27年9月16日 午前10時00分 開議
3. 平成27年9月16日 午後0時04分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
10 番	大倉幸也	11 番	湯浅正司
12 番	田中弘子	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

9 番	河崎徳雄	16 番	阿南誠藏
-----	------	------	------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
市民課長	岩下まゆみ	人権啓発課長	下村裕二
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	内牧支所長	橋本紀代美
波野支所長	坂口英昭	監査委員事務局長	小嶋穂寿美

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局長次長 本 田 良 治
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第62号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ② 議案第63号 阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第74号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第75号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第76号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 認定第1号 平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第7号 平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第8号 平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第9号 平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第10号 平成26年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 請願第4号 「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第65号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第66号 阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第67号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第71号 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第72号 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第73号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑧ 認定第1号 平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第4号 平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第5号 平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第6号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第12号 平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

⑬ 請願第 3 号 青少年健全育成基本法制定の為の請願書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 68 号 阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について
- ② 議案第 69 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 70 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 77 号 市道路線の廃止について
- ⑤ 議案第 78 号 市道路線の認定について
- ⑥ 認定第 1 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 2 号 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 3 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 11 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1 発委第 2 号 阿蘇市議会会議規則の一部改正について

日程第 2 発委第 3 号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書（案）

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 18 名であります。9 番、河崎君、16 番、阿南君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

議会の冒頭ではありますが、もう既に議員の皆さん方はもう御存じの阿蘇山の爆発の件について、ここで経過を御説明させていただきたいと思っております。

ちょうど 9 月 14 日、午前 9 時 43 分、阿蘇中岳第一火口において、昨年 11 月 25 日以降、最も規模の大きな噴火が発生し、その状況と対応等について報告をさせていただきます。

福岡管区気象台は、弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口周辺に飛散するのを確認し、灰色の噴煙は高さ 2,000mまで到達をし、噴火警戒レベル 3 を発表しました。阿蘇火山防災協議会は、レベル 3 に引き上げられたことを既に想定した方針に基づきまして、それに準じてレベル 3 の実施をし、入山規制、概ね 2 km から 4 km の範囲内立ち入り規制を実施いたしました。山上広場の観光客の皆さんについては、阿蘇市の山上事務所の職員、山上の派出所、警察官の方、そして山上業者の従業員等によって、約 20 名の観光客の方をターミナル内に一時避難誘導をすることができ、タイミングを見た上で下山を行い、午前 10 時 20 分には職員を含め全員が山上広場から避難を行い、けが人等は発生をしておりません。

草千里広場においては、屋内約 80 名、屋外に 70 名の観光客が当時ありました。火山灰が降ってきているその前に、10 時過ぎに無事下山をしておられます。市では、緊急に部長会議を開催するとともに、阿蘇火山防災協議会として市役所内に災害対策連絡本部、そして火山博物館内に現地災害対策連絡本部を設置いたしまして、情報収集と、そして道路規制等の、また人命の救出等の確認についての対応にあたってまいりました。

観光面についてキャンセルが一部発生しております。すごく残念なことではありますけれども、これから秋の観光シーズンを控え、正確な情報発信を行いながら、二次的な被害防止に今後も努めてまいりたいと思っております。

今後とも関係機関との連携と情報を共有し、人命を最優先に対応を行ってまいります。

なお、詳細につきましては、この議会の終了後に全員協議会において、また改めて報告をさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 市長の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より、議会運営委員会を開催いたしました。

その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきましては、今期定例会の一般質問の通告者は 13 名予定されております。従いまして、一般質問は 9 月 17 日と 18 日の 2 日間に分けて行うことに決定いたしました。17 日は 7 人目まで行うこととし、18 日をその後 6 人とすることにいたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、執行部より追加議案の申し出がありました。つきましては、議案の配布を本日行い、9 月 18 日の一般質問終了後、日程に追加議題とすることといたしました。

また、議会の議案として阿蘇市議会会議規則の一部改正がありますので、これから行われます各常任委員会委員長報告の採決の後、日程に追加して議題とすることにいたしました。

本日は、議会終了後、全員協議会を開催することといたしておりますが、午後 1 時半から医療センターの視察が予定されておりますので、開催時間につきましては議事の進行状況を見まして

開催することといたしましたので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第62号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ② 議案第63号 阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第74号 平成27年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第75号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第76号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 認定第1号 平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第7号 平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第8号 平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第9号 平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第10号 平成26年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 請願第4号 「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました、議案第62号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」他12件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。お疲れ様でございます。

総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

今期第5回定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、議案7件、認定5件、請願1件であります。

9月9日午前10時から委員会を開催し審査を行いましたので、その審議の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第62号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」審査を行いました。

総務課長より、本案は番号法の施行に伴い、国に準じた取り扱いとするため、本条例の一部を

改正したものととの補足説明がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 63 号「阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正することから、本案に対する質疑、意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 64 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

本案については、特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

最初に、総務課の予算について審議しました。

委員より、「地域情報化基盤整備基金の積立金はお知らせ端末等のリプレス等に使われているということだが、端末の耐用年数はどれぐらいか。また、光ケーブル等も含めて、そういう時期に来ているのか。」との質疑があり、総務課長より、「お知らせ端末も含め、情報機器関連の耐用年数については、概ね 5 年から 6 年です。光ケーブルについては 10 年から 20 年と長くなります。」との答弁があり、それに関連して委員より「お知らせ端末が導入された当初、私個人としてはケーブルではなく無線のほうが故障も少なく、ケーブルの切断等の心配もないのではないかと考えたが、そのあたりについてはどう考えるか。」との質疑があり、総務課長より「平成 21 年度の国の補助事業で安全性のある有線での敷設を行っています。一昨年になりますが、強靱化事業としてケーブルのループ化を行い、どこか切れた場合でも別のルートを使って通信が継続できるよう対応を行っております。大きな見直しがあったときは、無線化も考えられると思いますが、相当額の費用も掛かってくると認識しております。」との答弁がありました。

次に、財政課の予算についてであります。

委員より「歳入の中の汚泥再生処理施設搬入道路拡張工事負担金の件だが、本年度で終了ということでは最終的に何年かかったのか。また、その整備は当時合併特例債が使われたとのことだが、市の合併特例債はこれで全部終了するのか。」との質疑があり、財政課長より「阿蘇市すべての合併特例債が終了というわけではなく、当時の借入金 5,280 万円の償還が今年度 10 年目で終了となります。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 74 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 75 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 76 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」主な質疑について申し上げます。

税務課の所管分について、委員より「地籍調査に関してだが、完了までに波野地区であと 20 年、その後一の宮地区で 30 年かかる見込みのようだが、予算を増額して人員を増やすなど、もう少し早期に完了する手段はないのか。」という質疑があり、税務課長より「予算については平成 26 年

度から国や県と協議を進めてまいりましたが、国が 50%、県が 25%、市が 25%という持ち分で概ね決定しております。再調査は、現在のところ補助対象外です。予算を増額して人員を増やすことになれば、二、三年前から国や県に働きかけ、綿密な計画で進めないと人的にも、財政的にも難しいと考えております。市としても、現在、60代から80代の土地に精通している方々が御健在の間に境界を確認して、できるだけ早急に進めていきたいと考えております。」という答弁がありました。これに対して、委員より「いろいろな問題があると思うが、30年から50年というのではなく、せめてここ10年、20年の間にということで国や県とも協議を重ね、短期間で終わるような方法の模索を推進し、お願いしたいと考える。」との意見がありました。また、別の委員より「徴収率が88.88%ということで、前年より2ポイントほど向上したということだが、これは熊本県下の自治体と比較するとどのくらいの位置にあるのか。」との質疑があり、税務課長より「26年度の実績時におきましては県内で41番目となっております。」との答弁がありました。これに対し委員より「収納率だけでなく県内の順位を見ると、まだ努力の余地があると思うが、そのあたりをどう考えるか。」との質疑があり、収税係長より「催告等について滞納者に対し、極力多くの接触の機会を持つことを日頃から心掛けています。それに加え、最近感じますのが納入方法をできるだけ口座振替に切り替えてもらうことも重要ではないかと考えております。他県になりますが、原則口座振替ということで推進したところ、収納率が極端に上がったという実績があるとのこと。阿蘇市でも、口座振替ができるということは、市民の方々も御存じかとは思いますが、実際、口座振替に切り替えていただくためにどのように推進していくのが課題であり、現在、模索している状況であります。」との答弁がありました。委員より「きちんと収めている納税者に対しても公平でなければならない。そういう観点からも、さらなる努力をお願いする。」との意見がありました。

次に、総務課の所管分について、委員より「防犯灯の件で、LED化が今後の課題となっているが、その際の経費についてどのように考えているのか。」との質疑があり、総務課長より「LEDに切り替えるための変更手数料5,400円の補助ということで、6月議会の中で、まず100件分を予算措置しております。現在のところ、市が防犯灯の設置そのものに要する経費を負担することは考えておりません。」との答弁がありました。これに対し、委員より「この件に関しては、私個人としても総務課長の答弁に賛成である。住民感情でいくと、防犯灯やカーブミラー等を多く設置してもらうに超したことはないから、いろいろな要望が出て収拾が付かなくなる恐れも出てくると思う。ある程度の地域のことは、地域の予算で見えていくといった措置を取るのがベストではないか。」との意見がありました。また、委員より「区長会活動助成事業に関して、課題と今後の取り組みに掲げてある行政区統合の研究の件だが、世帯数の多い行政区と少ない行政区では件数に大きな差があり、当然区長に対する報酬にも差が出てくる。最近、区長にお願いする案件も多く、小さな行政区には少ない報酬でお願いするというのも不平等である。そのような観点からも、早急に区長会等で協議をしていただき、統合という中で、それなりの報酬も行き渡るような配慮をするべきではないか。また、関連して消防関係の件だが、消防団の編制も同じで、少人数の隊員で編制されているところは負担も大きく、先日行われた操法大会等でも苦勞されているように感じた。団員もどんどん減少してきている中、統合できるところは統合していくべき時期

にあるのではないかと感じた。区長会も消防団も組織の再編について検討していただいたらどうかと考える。」との意見がありました。それを受け、総務課長より「区の統合につきましては、以前からたびたび御意見をいただいております。今後の区長会等で統合再編についても協議し、問題点や課題等の原因究明を図りながら、慎重に進めていきたいと考えております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第7号「平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成26年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

審議の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第4号「「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書」についてであります。

委員より「憲法13条を見てみると、国民の生命・自由及び幸福に暮らせる権利を国政の上で守るといふようなことがうたってある。平和安全法制は、戦争法案ではなく平和を守るといふようなことで制定されているわけだから、これを廃案にするということは自分たちの家族を守るといふような、国民の権利を守るといふ観点からも違反しているように考える。」との意見がありました。また、別の委員より「私も同じ意見だが、意見書案に戦争につながる安全保障関連法案は廃案にすべきとあるが、戦争につながると決まっているわけではなく、私個人の考えではあるが、侵略を受けたときに国を守るべき法案を制定するものだと考える。そういったことから、この請願については採択すべきではないと考える。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。その結果、本請願は不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第69号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第1号「平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論ありますか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

私は、請願第4号「平和安全法制の廃案を求める意見書」、それに対し討論に参加したいと考えております。現在、今日16日が参議院の中で、特別委員会の中で決議をされるという報道がなされています。しかし、この戦争法案と言われる安保法制、基本的には日本の自衛というのは、あくまでも個別的自衛権で守られるというのが憲法上の解釈です。ところが、今回、安倍内閣、集団的自衛権という日本に関係ない、例えばアメリカが攻撃を受けたならば、海外に自衛隊を派遣し、一緒に戦争を行う、そういう危険な内容です。ぜひとも、この平和安全法制の廃案、必ず実現をしていただきたい、そのように要望いたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第69号と認定第1号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第62号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番議員、竹原祐一です。

今回の条例改正、マイナンバーを施行するにあたっての条例改正、そういう形になりますので、マイナンバーは非常に今危険な状態です。例えば、年金の漏洩問題、果たしてマイナンバーを使い、そして完全に個人情報が外部に漏れない、そういう保証は政府のほうも確定というか、そういう回答はしていません。この不十分なマイナンバー制、反対を行います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありましたので、起立によって採決をいたします。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「阿蘇市職員の再任用に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 74 号から議案第 76 号までを一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 74 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第 75 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第 76 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」までを一括して採決をいたします。

議案第 74 号から議案第 76 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 74 号から議案第 76 号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、議案第 74 号から議案第 76 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号から認定第 10 号までを一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第 7 号「平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 26 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して採決を行います。認定第 7 号より認定第 10 号までの委員長の報告は認定であります。認定第 7 号より認定第 10 号までについて、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、認定第 7 号より認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第 4 号「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書の採決を行います。この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。この請願第 4 号は、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立少数です。従って、請願第 4 号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第 65 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第 66 号 阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 67 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第 69 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第 71 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 72 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 73 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑧ 認定第 1 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 4 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 5 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 6 号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 12 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ⑬ 請願第 3 号 青少年健全育成基本法制定の為の請願書

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」ほか 12 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 今期第 5 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、認定 5 件、請願 1 件であります。

9 月 11 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

委員より「個人番号カードの交付手数料について、初回分の支払いはないのか。補助対応なのか。無料の期間は決まっているのか。」という質疑があり、市民課長より「個人番号カードについては、交付手数料 1 件につき 800 円、今回改正の上程をしております。阿蘇市では、国庫補助の対象となる期間は、手数料を徴収しないこととし、初回の手数料は徴収しません。ただ、国の施策がいつまで続くかわかりませんので、期間が過ぎた場合には条例どおり 800 円をいただくこととなります。無料の期間は示されていません。」という答弁がありました。これに対して委員より「市民への周知が難しいと思うが、区長、民生委員、地域の御世話をいただける方たちへ完全に把握いただき、周知徹底をお願いしたい。」という意見がありました。また別の委員より「個人番号カードを紛失した場合、関係機関に連絡くださいとあるが、どこに届けるのか。それと、システムを構築するにあたり補助が出ているが、補助金が実際の費用より少ないのか。」という質疑が

あり、市民課長より「個人番号カードの紛失がどのくらい出るかわかりませんが、その対応については住基カード等と同じような手続きになるのではないかと思います、大事な身分証明書を兼ねたカードになります。」という答弁がありました。補足説明として担当係長より「紛失をしたときには第三者に使われないようにするため、マイナンバーの事務局である地方公共団体情報システム機構にすぐ連絡をし、紛失の届け出は自治体にも出していただくことになり、新たにカードの発行が必要であれば、再発行の手続きをしていただく流れになります。1月から個人番号カードの交付が始まるので、それまでには周知したいと考えております。また、発行に掛かる費用関係で、国から972万円補助金を受け入れております。これは人数割などで算定しており、発行については地方公共団体情報システム機構に通知、個人番号カードの発行、コールセンターの設置業務などを補助額と同額で委託しております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号「阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、教育委員会所管分について審査を行いました。

委員より「スクールバスの購入費が変更になっているが。」という質疑があり、教育課長より「路線の幅員の関係と今後の児童数、生徒数の変更にも対応できるよう少しゆとりを持ちたいと考え、マイクロバス2台のほうが増やせまでするので変更したところであります。」という答弁がありました。また、別の委員より「工事請負費の中で白線の改修工事があるが、何箇所なのか。」という質疑があり、社会体育係長より「工事の白線の改修箇所は、阿蘇体育前の駐車場、農村公園アピカの北側駐車場、同じく農業フェスタ広場の西側の駐車場、波野体育館の駐車場、一の宮就業センターの駐車場を計画しております。」という答弁がありました。その他、委員より、給食センターの改修工事と備品の取り扱い等について意見がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「赤ちゃんの駅登録整備事業だが、これはイベントのときに使用するだけなのか。」という質疑があり、福祉課長より「赤ちゃんの駅として、おむつ替え、授乳ができる阿蘇市内の施設に御協力をいただき、その施設を地図等におとし、赤ちゃんのいる子育て世帯のお出かけ支援を行うものです。また、各種イベント等については、移動式の赤ちゃんの駅として簡易テントなどを購入することにしております。」という答弁がありました。また、別の委員より「生活保護者の国庫負担金の返納金とあるが、予算は多めに計上して、余った分は返すというところだろうが、現在何名おられるのか。」という質疑があり、福祉課長より「7月末で164世帯、190名の被保護者となります。」という答弁がありました。また、別の委員より「臨時福祉給付金の事業費補助金の返還金とは何か。」という質疑があり、福祉課長より「消費税が5%から8%に引き上げられた

ことで、家計に大きな影響がある低所得者世帯、または出費の大きい子育て世帯について、子ども1人1万円、大人の非課税者1人1万円を給付しましたが、全額国庫補助であり、住民税非課税の予測を立て、所要額を出しておりました。その結果、その給付の人数が確定したので、多くもらった分を返すものです。」という答弁がありました。また、委員より「申請してくださいという書類が来ても、中には行けない人もいると思うが、給付金をもらっていない人がいるのではないか。地域の民生委員に申請の協力が必要ではないか。」という質疑があり、福祉課長より「申請に来ることができなかつた方については、電話などのやりとりを行い、郵送による受け付けなども行いました。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

委員より「現在、塵芥車は何台あるのか。」という質疑があり、市民課長より「現在市民課で所管しているのは6台で、そのうちリースが2台です。故障車両は17年目で古く、修理には50万円を超える多額の経費がかかるため、やむなくリース契約による補正予算を計上したところです。」という答弁がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「保険基盤安定分として3,700万円予算計上してあるが、用途は国民健康保険税の減額分とされているが、詳細は。」という質疑があり、ほけん課長より「保険基盤安定分として、所得の少ない所帯の方々、例えば7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々については、その軽減分を公費で負担するのです。今年度予算については、税率改正を行い、保険税を増額計上したところですが、被保険者の前年度所得が落ち込んでおり、その分の保険税軽減幅が大きくなったことから、それに伴う公費負担も増えたのであります。」という答弁がありました。また、別の委員より「高齢者住宅改造成だが、高齢者がいる家庭での住宅の改修と思うが、申し込んでも利用できないという話も聞くが、利用条件は。」という質疑があり、ほけん課長より「65歳以上の要支援、要介護などの方々からで、所得の課税年額が7万円以下の低所得者の方々が対象になっており、昨年度実績は10件でございました。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第71号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第72号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第73号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず教育課所管分について審査を行いました。

委員より「阿蘇市子ども会育成連絡協議会の活動補助事業だが、子ども会の役員から何回も話を聞くが、予算の執行で子ども会の事業は夏休みの期間中が主な事業が多い。予算執行が遅いので、なかなか事業がスムーズにいかないというような意見がある。そのあたりはどう対応できるか。」という質疑があり、教育課長より「事業計画の承認、交付決定が遅いということですが、事業主体から事業計画書の申請を受けて交付決定をすることにしており、4月当初の段階で申請いただければ、4月中旬に交付決定ができるような形で取り組んでいければと思っております。」という答弁がありました。また、別の委員より、統合後の小学校の管理、単位子ども会の活動補助、郷土芸能保存活動補助の効果、成果、継続について意見がありました。

次に、人権啓発課所管分について審査を行いました。

委員より「同和对策事業として運動団体に補助金を出しているが、基本的に国の事業はもう終了している。なぜ阿蘇市は継続して補助金を出しているのか。その意味をお尋ねしたい。」という質疑があり、人権啓発課長により「この助成事業については阿蘇市だけの事業ではなく、また地域改善事業でもありません。市の独自の事業ですが、部落差別についてはまだ完全に解決されたものではなく、皆さんの協力も得ることになります。研修会へ参加していただいて、人権に対する知識を研さんしていただき、お互いに差別をなくそうということで取り組んでいるものであります。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「放課後健全育成事業の今後の取り組みとあるが、利用施設などの老朽化などもあり、改修の検討が必要であると思うが、また保育士の賃金の上乗せ分の補助金は今年で終わりなのか。」という質疑があり、福祉課長より「現在、5つの小学校で学童保育に取り組んでおります。小学校によっては数十年経過した校舎などで行っておりますので、老朽化による改修工事が必要になってくることもあると思います。また、保育士の処遇改善については、本年度も実施しておりますが、特例事業となっており、いつ補助が切られるか、明確に実施期間がうたわれているわけではありません。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

消費生活センター運営事業等について、生活相談係長より塵芥収集車運搬委託事業について、生活衛生係長よりそれぞれ実績及び必要性などについて、説明がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「健康増進事業で、平成26年度の実績が昨年より減ってきている。この原因は何か。」という質疑があり、ほけん課長補佐より「健診については毎年希望調査を取り、がん検診とか全部受ける方に通知を行っていましたが、平成25年からは受ける方は受けて、受けない方はなかなか受けられない状況があり、ここ2、3年受診されている方は、そのデータをスライドさせて希望調査を取らずに通知を差し上げるやり方をしております。市民の方も通知を出さなくても受ける方は受けていただきます。なかなか新しく受けていただく方の開拓がうまくいかない部分があります。どうやってその新しい方に受けていただくかが今の課題であり、また医療機関での受診も勧め、検診を増やす政策に変えてきております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「保険証で短期保険資格証書の交付が279所帯、資格者証の交付が73所帯、これに対する対応は機械的、事務的に交付しているのか。」という質疑があり、国保年金係長より「短期保険証資格者証については、1カ月、2カ月、3カ月ということで期間を区切って出しております。その前提として、国保税に関して納税の機会を設けることもありますので、基本的には月単位の短期で切っています。目的としては、納税につなげることでやっております。資格者証は、弁明の期間などの通知を差し上げても全く応じていただけないということで、1年以上の滞納が続いている方に関しては、まずは資格者証の交付をしております。その後、税務課などに来ていただき、納付相談をし、その履行確認も取らせていただき、短期証に切り替えるということで行っております。」という答弁がありました。また、委員より「人数は昨年と比べてどうか。」という質疑があり、ほけん課長より「前年が短期証が241名、資格証明書が42所帯で増加傾向にあります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「介護保険制度の改正で、要支援1、2の方を対象として、市町村独自の事業に移行するということが。」という質疑があり、介護保険係長より「高齢者の方が増え続けており、介護給付費も伸び続けております。持続可能な制度のために、要支援1、2の方を市町村が独自に行う地域支援事業を行うということで移行するよう国が示しております。来年度の4月から移行するようにしており、その中で円滑に移行するため、一つは今現在の要支援1、2の方が不利益とならないような施策を考えております。それと、今回地域支援事業で、市町村の事業に移行しますので、自治体ごとでサービスの内容が変わってくることになります。結果的には、要支援の認定を受けなくても地域支援事業のサービスが受けられるようになります。要介護の認定を受けないような事前に予防をして、認定者を抑えていく施策の対応を行っているところです。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第12号「平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

医療センター事務局長の補足説明があり、委員より「入院患者数、1日の外来患者数など、伸びてきているが、損益分岐点まで到達するには最大限どのぐらい必要なのか。」という質疑があり、事務局長より「今、管理者を筆頭に職員全体で取り組んでいるところですが、平成27年度の数値目標をまず掲げており、最大の目標はなるべく早い時期に市からの繰り入れをいただくのは前提になりますが、黒字化を目指しているのが大前提です。例えば、外来患者数については1日平均220名、入院患者に関わるものとしては病床稼働率が82%であります。入院の患者の入院単価が

3万2,000円、外来の患者に係る単価が1万700円と目標額を定めてはおります。」という答弁がありました。これに対し、委員より「黒字化というけど、実際問題としてなかなか黒字化というのは難しいと思う。公立病院というのは、どこまで抑えられるのか。そして市の持ち出しが例えば1億5,000万円ぐらいで収まるのか。そのあたりは許容範囲と思う。それぞれ考え方は違うが、その辺のところをしっかりと捉えて、今後はできないものはできないという話をすべきと考える。事務局長の話の聞いていると期待感が出てくる。それと同時に、阿蘇医療センターの経営を我々は期待する立場にあるけど、一般的な話からしてまだまだ遠いと考えられる人もおられる。そのあたりを市民によく知らせていかないと、これからうまくいかないと思う。要するに、医療体制が市民に与える影響と、医療センターでの経理の状況と切り離して、一体化じゃなくて医療は医療、経営は経営とすべきである。それと、市民に対して公立病院のあり方というのをきちっと知らせていけるようにしておくべき。」という意見がありました。また、別の委員より「黒字はそんなに急がなくても、地域医療の拠点の病院として位置づけをして、地域の中で根付くような活動に絞って黒字化を進める。公立病院だから利益とかではなく、地域医療に対する活動充実。」という意見がありました。また、別の委員より「波野診療所の運営にマイナスが出ているが、診療所を今後どのようにしていくのか。医療センターができたので、診療所より医療センターに来る人が多いと思うが、地域の方々はどのような考えなのか。」という質疑があり、事務局長より「へき地診療所として交通手段がないなどの、いわゆる医療弱者の方が利用されていますので、診療所のあり方をどうするかについては、市議会、地域の方々で合意形成をしていかなければならないのではないかと考えております。」という答弁がありました。また、「患者同士では口コミでいろいろ話が伝わるが、一般の方への情報が伝わっていないのではないかと。阿蘇医療センターに行けば、命が助かるということも必要な情報として出す必要がある。」などの意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第3号「青少年健全育成基本法制定の為の請願書」であります。まず議会事務局から「県内の採択状況は4市提出されており、3市が採択、1市が継続審査であり、町村においては4町村に提出され、4町村の採択がっております。」との説明がありました。

次に、教育課長より「今回、青少年健全育成協議会からの請願ですが、国の法令では少年法以外にまだ法令がない状況であります。今回の青少年健全育成基本法の制定ができれば、上位法令ができることで、県・市町村にとっても全国的なインターネット上の自主規制、あるいは有害情報の閲覧防止、有害図書の規制などの強化につながっていくものと考えているところです。」という説明がありました。

以上のような審議を経た結果、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告であります。なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

なお、11時10分から再開いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。2点質問いたします。

1点は、マイナンバーカードの紛失の件が出ましたが、この紛失した時点で拾った方は番号と
かいろいろ控えることは可能ですが、再発行のときに番号は変更されるのかどうか。これを1点
お尋ねします。

もう1点は医療センターの件ですけれども、1億5,000万円の繰り入れぐらいはいいのではな
いかと意見が出ていましたが、この1億5,000万円というのは、要は交付税からいただける2億
1,000万円があると思うんですが、それに1億5,000万円を足して3億6,000万円までの繰入金
ぐらいならいいのではないかという意見として聞いてよろしいのでしょうか。

2点、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 所管の文教厚生常任委員長の答弁を求めます。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 立場上、わかるだけの範囲内で答えたいと思います。わ
からないところはわからないと。その部分、どうしても話が必要であれば、担当にお聞きしたい
と思います。

マイナンバーについては、委員会の中でも論議して、今、国会で審議中の部分もあります。そ
ういうことで、そのマイナンバーを紛失したり、盗難にあたりしたときは、不正に使われると
いけませんので、新しいマイナンバーの登録ができるそうでございます。一応そういうことでご
ざいます。

それから、先ほどの、簡単に言うと病院にいい形で苦労しないでいいように1億5,000万円投
入まではいいんじゃないかなという、これは文教厚生常任委員会の中の意見として、当初はその
ぐらいはいいんじゃないかなということがありましたので、それ以上の数字については、繰入金、
借金、いろいろありますけれども、3億5,000万円以上になりますけれども、そういうことの許
容範囲の意見だったと思っておりますので、これが数字に決算上どうのこうのという意見ではご
ざいませんでした。そういう意見だったということを御報告したいと思います。これ以上の難し
い点は、病院の事務局長に答弁をしていただきますので。

○議長（藏原博敏君） 谷崎委員に申し上げます。委員長報告に対する取り決めがありまして、
委員長報告に対する質疑は審査の経過と結果に留めるということになっておりますので、後ほど
議運の委員長と図りながら、その詳細にわたってこの場でお聞きしたいのか、その辺に関しては

今後協議していきたいと思ひます。とにかく委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑ということになっておりますので、了解いただきたいと思ひます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 69 号と認定第 1 号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 65 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号「阿蘇市福祉事務所設置条例及び阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。

国民健康保険の補正予算につきまして伺いたいところがあります。先ほど文教厚生常任委員長の報告でもありましたけれども、ほけん課に伺いますが、なぜ3億円もの補正減額をしたのか。まず、そこを伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 岩下委員に申し上げます。この案件について質疑がじゃなくて異議があるか、ないかを質問していただきたいと思います。異議があるのでしょうか。

○3番（岩下礼治君） せっかく6,000万円値上げしたのに、今回簡単に6,800円を減額したということで一貫性がないと思っています。従って、減額補正は賛成できないということでありませぬ。

○議長（藏原博敏君） それでは、この案件につきましては異議がありますので、起立によって採決を行います。

議案第71号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。よって、議案第71号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

介護保険料の特別会計補正予算については、今回大幅な値上げをしたということで、一般会計からの繰り入れを私は求めます。よって、反対を表明します。

○議長（藏原博敏君） 議案第72号に対しては、異議がありますので、起立によって採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第72号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 税務課の方には申し訳ないんですが、税収率が 75%ということでありませう。県下の順位が何位かわかりませんが、私は不認定とさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、認定第 4 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 5 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原祐一です。

認定は、否決いたします。内容については、先ほどの介護保険事業特別会計補正予算と同様です。

○議長（藏原博敏君） それでは、異議がありますので、起立によって採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 6 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 12 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 当初の予算はわかりませんが、全体として7億6,000万円の赤字ということで、私は不認定とさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第3号「青少年健全育成基本法制定の為の請願書」の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。この請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第68号 阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について
- ② 議案第69号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第70号 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第77号 市道路線の廃止について
- ⑤ 議案第78号 市道路線の認定について
- ⑥ 認定第1号 平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第2号 平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第3号 平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第11号 平成26年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（藏原博敏君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第68号「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」ほか8件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期第5回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は議案5件、認定4件であります。

9月10日午前10時から委員会を開催いたしましたので、その審議の経過と結果について報告をします。

最初に、議案第68号「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」であります。

委員より「鳥獣保護に関するものが火入れの条例とどういう結びつきがあるのか。」との質疑に

対し、課長より「鳥獣保護管理法、自然環境保護法、自然公園法など、野焼きにおいて原野に入り火入れを行うことから、いろんな希少動植物等を守るために火入れをする公園の中できちんと法律を守りながら作業を実施するものです。」との説明がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、農業委員会の予算であります。

委員より「補助金制度についてどのようなものなのか。」との質疑に対し、事務局長より「耕作放棄地の緊急対策事業として、担い手、農業所得の減少により耕作放棄地が近年増加しており、耕作放棄地解消のため 2 件が実施されました。1 名は田で 1 万 175 m²、1 名は畑で 7,000 m²を実施しております。10 a 当たり 3 万円の補助であり、合計面積は 1 万 7,175 m²で、51 万 5,000 円の補助となっております。」との説明がありました。

また別の委員より「耕作放棄地が近年多くなっているようであり、解消に向けた取り組みについての説明を。」との意見に、事務局長より「10 月下旬から 11 月下旬に掛けブロックごとに農業委員会が巡回し、耕作放棄地とみなしたところは所有者に口頭または文書等で耕作を行っていたかどうかを聞いています。」との答弁がありました。

次に、農政課の予算であります。

委員より「永草地区の工事が始まって数年経過しているが、価格面での実態はどうなっているのか。また林業関係の森林集約化協議会、専門委員の構成、事業内容等はどのようなものか。」という質疑があり、農政課長より「道路用地については平米当たり 1,600 円で交渉してきていますが、場所によっては周辺の公共施設等の買取価格に比べ金額が安く、整合性が取れないこともあります。しかし、1,600 円という基本は崩さない中で交渉を行っています。また、森林集約化協議会については、所有者不明、無関心な森林を早急に調査、把握して、森林所有者を特定し、森林整備の働きかけを行うことを目的に県の補助等を受けて設立しました。このため、作業地区の集約化を行い、効率を上げるための専門員を配置予定ですが、1 名の雇用で農政課に常駐し、専門的に林業に携わった方をハローワークを通じて雇用を考えています。また、地域の区長等を協力員として配置する体制も取っていきたくと考えています。」という答弁がありました。また、別の委員より「畜産振興費の工事請負関係は地域改善事業と思われるが、現在農政課関係の施設はどの程度あるのか。その施設が周辺に被害、迷惑を掛けているのがあるのではないか。」という質疑があり、課長より「農政課で管轄している地域改善の施設は 12 施設あり、稼働しているのは 4 施設である。残りの施設は遊休地で荒れている状況のため、今後の施設のあり方等も含め協議検討を行っている現状であります。」という答弁がありました。

次に、観光課の予算であります。特に質疑、意見はありませんでした。

次に、まちづくり課の予算であります。

委員より「まちづくり推進費の道の駅阿蘇については、道の駅阿蘇利活用検討委員会を立ち上げ検討するということが、検討委員の構成は、また出店販売者はなれないのか。」との質疑に対して、課長からは「委員は 20 名以内の組織とし、道の駅に関する国の機関や民間会社を構成員と考え、現在依頼を行っています。また阿蘇市の民間の関係機関や地元の区長会、経済建設常任

委員を考慮しており、道の駅の収益事業に携わっているNPO法人、出荷者は構成メンバーには考えていません。」との答弁がありました。また、別の委員から「地域振興対策費の阿蘇山麓多目的広場整備についての説明を。」との質疑に対し、課長から「メインはトイレ、広場の駐車場、進入路が大きな整備であり、コース設定での木の伐採等を考慮しており、多目的に利用できるよう整備を行っていききたいと思います。」との答弁がありました。

次に、住環境課の予算であります。

委員より「住宅の解体工事の場所と、何棟ぐらいなのか。」との質疑に、課長から「老朽住宅の解体工事は古神団地であり、今回は周囲の舗装撤去の追加となっております。」との答弁がありました。

次に、建設課の予算であります。

委員より「白雲山荘の建て替え規模はどの程度なのか。また、対象となる建物はどのようなものがあるのか。」との質疑があり、建設課長より、本館部分を取り壊し、新たに鉄筋コンクリート5階建て約800坪であり、64室と聞いております。対象となる建物は建築基準法の改正以前、昭和56年以前に建設され、3階建てを超え、かつ3,000㎡を超える建物となり、不特定多数の方々が利用するホテルや旅館の鉄筋コンクリートが主になりますという答弁がありました。別の委員より「市立病院線の進捗状況、27年度には終了するのか。」という質疑があり、課長より「工事延長規模では進捗率は8割程度が発注されており、まだ用地が1件、建物移転が1件残っておりますが、年度内終了に向けて頑張っていきたいと思います。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「長寿命化事業で管の寿命、耐用年数はどの程度延びるのか。」との質疑に、課長から「下水道事業が昭和50年後半から行われ、古いものは35年以上が経過しています。主にヒューム管が使用され、20年以上経過のコンクリート系について長寿命化を進めており、主に塩ビ系統の樹脂などを貼り付けたりしております。構造物の長寿命化を行い、あと50年程度は大丈夫であると考えております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号「市道路線の廃止について」及び議案第78号「市道路線の認定について」は一括議題にして審査いたしました。

委員より「大和ハウス関係の新たな市道認定後の管理については、どのような協定がなされているのか。」という質疑があり、建設課長より「認定にあたり、大和ハウスと協定を締結しており、除草及び側溝管理、塩化カルシウム散布等の日常的維持管理については大和ハウスが行うこととなっております。道路損傷等については市の管理となりますが、地方交付税の算定に参入されることになります。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第77号及び議案第78号の2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号「平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、農業委員会の決算について審査をいたしました。特に質疑、意見はありませんでした。

次に、農政課の決算について審査をいたしました。

委員より「多面的機能支払い交付金事業について、もう少し一日二日あたりの作業をこれ以上の作業はできないのか。また有害鳥獣が27年度で終わらないように成果も上がってきていると思われるが。」との意見に対し、課長から「農地・水は、各土地改良区等が事務局になり行っておりますが、交付金が有効に使われることが一番であります。地域によっては多少作業内容にばらつきがあると聞いています。これまで以上に事務局と相談や指導を行い、有効に使う努力をしたいと思います。また、有害鳥獣対策については、26年度から国の補助を受け、捕獲奨励金補助を行っており、実績として25年で約170万円、26年900万円となり、頭数でもイノシシ110頭から260頭、シカで130頭から388頭と倍以上となり、非常に成果が上がっており、今後も県・国に要望したいと思います。」との答弁がありました。別の委員より「青年就農給付金について、阿蘇市は夫婦入れて23名と思っているが正確には。また青年就農給付金で阿蘇郡の大会があるが、対象者数名が参加されていたが、行政の参加はなかったようである。夏秋の忙しい時期の催しであるため、農家の実態を考え、農閑期での激励会をするように県に働きかけてもらいたい。新規就農者も含め4H等と一緒に市独自で激励会を実施できないのか。」との意見に、課長より「当初は22名で予算計上しておりましたが、26年度の実績としましては18名となります。新規就農者の研修部分は県の農業普及振興課が営農指導者として定期的な指導や激励会等を行っており、阿蘇市も一緒に参加協力を行っています。」との答弁がありました。

次に、観光課の決算について審査をいたしました。

委員より「観光客誘致事業で、W i - F i 計画はどのように進んでおり、どこのエリアでやっているのか。計画の説明を。また観光客誘致事業200万円の使い方は。地域イベント事業で、去年暮れに寒い中でイルミネーションがされ、全国でどこでも行われ、阿蘇市ではもっと早くできないのか。」という質疑があり、部長及び課長より「温泉組合の各内牧の宿泊施設に整備がされ、市役所の支所、図書館、公共施設で整備を行っております。また、200万円の内訳は、ペンション組合協会へ20万円、観光協会へ130万円、大阿蘇旗剣道大会へ50万円の支出があっております。また、イルミネーションは観光協会が行っており、旅館組合のほうで管理されております。」という答弁がありました。また、別の委員より「地域振興型イベント4点の事業費の説明を。」との質疑があり、課長より「中江神楽に63万円、波野納涼まつりに136万3,000円、火の山まつりに900万円、神楽フェスティバルに267万円を補助として交付しております。」という答弁がありました。

次に、まちづくり課の決算について審査を行いました。

委員より「夢の湯検討委員会での入浴料等の検討はどのような結論になっているのか。」という質疑があり、課長より「平成26年度末、市長へ検討委員会の答申を予定しておりましたが、結論に至らず、答申に至っておりません。再度検討委員会を開催しまして、年度内に答申内容をまとめたいと思っています。」という答弁がありました。また、別の委員より「エコツーリズムセンターについて、地域の元気臨時交付金が使われているが、このようなエコツーリズムセンターでなければ使えないのか。例えば、白雲山荘の修理、いこいの村の修理など含めて元気交付金は使えないのか。」という質疑があり、課長より「草原情報館については2億6,400万円の整備費用であ

り、このうち地域の元気臨時交付金 96.2%の 2 億 5,400 万円を充当しております。地域の元気臨時交付金は、このような施設に活用できますが、財源は財政課が所管となります。」という答弁がありました。別の委員から「商店街活性化事業補助、空き家対策事業について、空き家と空き店舗の定義がどうなっているのか。また、空き店舗の利用はどのぐらいなのか。」との質疑に、課長から「阿蘇市商店街活性化事業の空き家対策事業の補助金取り扱い要綱を制定しており、その都度必要事項の改正を行い運用していきます。空き店舗の定義は、店舗が閉鎖あるいはテナントが撤去し、その後、入居営業が決まっていない状態の店舗を空き店舗としております。また所有者が事業を続ける意思がなく、閉鎖したままの店舗と位置づけをしています。また、平成 26 年度の利用実績は補助対象店舗数 31 件を行っております。補助期間終了後も継続的に店舗の運営をされ、平成 17 年度の事業創設から約 3 割弱が廃業され、7 割近くは継続して店舗運営を行っています。」との答弁がありました。

次に、住環境課の決算について審査をいたしました。

委員より「阿蘇市再建支援住宅の期限が切れていると思うが、現在入居者は何名なのか。また、公営住宅の管理料で特定財源とは家賃と思うが、家賃収入と支出について採算が取れているのか。」という質疑があり、課長より「期限は 8 月末であり、自宅再建の支援住宅となっており、本年度当初が 10 世帯ほどでしたが、4 世帯の方が退去され、6 世帯が自宅建設に着手しています。できあがるまでは支援住宅での延長願いを行い入居されています。また、市営住宅では家賃の範囲内で維持管理を行い、緊急度の高いものから優先的に修繕等を行っています。ストック改善事業で屋根・壁等の改修も順次やっており、公共下水道が通っていないところでの合併浄化槽の事業を進めており、家賃等で許される財源の範囲内で実施しております。」という答弁がありました。別の委員より「阿蘇環境共生基金で事業に充てた金額は。また、共生基金のトータルはどのぐらいなのか。」という質疑があり、課長より「子どもたちの環境教育でジオツアーを杵島岳周辺の火山博物館等で実施した事業費が 20 万 1,000 円、希少野生植物の補助事業で 20 万 4,000 円、生物多様性調査検証業務で 30 万円の事業費となっております。環境整備事業で助成額は 50 万円ですが、事業自体はその倍以上の 110 万円以上で行われています。26 年度末の寄附積立総額は 4,828 万 7,868 円、事業を平成 21 年度から行い、これまで 1,621 万 1,330 円の支出であり、差し引き基金の残額は 3,207 万 6,538 円となっております。」との答弁がありました。

次に、建設課の決算について審査をいたしましたが、特に質疑、意見はありませんでした。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 2 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より「経費の 7,500 万円の支出内容について説明を。」との質疑に、課長から「公園道路、売店等の管理委託として、阿蘇ワークネットに 2,650 万円、土地の借り上げ代として阿蘇神社に 360 万円、売店の仕入れで 650 万円、防災関係で一般会計に繰り出しを 3,100 万円ほど行っております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 3 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

であります。本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 11 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より「古城地区の簡易水道から上水道への切り替えで、普及はどのくらいなのか。また従来の簡易水道と併用しているところはあるのか。」との質疑に、課長から「159 戸に給水計画をしており、財産区の加入世帯は 144 戸であり、10 月 1 日から上水道の給水を開始します。なお、畜産農家などは、これまでの山からの水を利用したいという方もおられますが、財産区管理の水道水であれば、当然今後の財産区管理は終わりますので、利用者の管理に移行することになると聞いております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定いたしましたので御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 69 号と認定第 1 号を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 68 号「阿蘇市火入れに関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 77 号「市道路線の廃止について」採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 78 号「市道路線の認定について」採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、認定第 2 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第 3 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決
を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第 11 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」採決
を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
以上で、議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに認定第 1 号「平
成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採決が終わり
ました。

これより、議案第 69 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 私は、今回の健康保険事業に繰り入れが必要だと思っておりますし、本予算は関連予算でもありますので、賛成できません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、これより議案第 69 号について採決を行います。

原案に対して賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。よって、議案第 69 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 1 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 税務課の方には申し訳ないんですが、税率が 88%、県下の順位が 41 位ということございまして、不認定とさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。

認定第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。よって、認定第 1 号は、原案のとおり可決されました。

この後、追加議案がございますので、配布いたします。

（資料配布）

○議長（藏原博敏君） お諮りします。やがて 12 時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行させていただきます。

ただいま、議会運営委員長より発委第 2 号、文教厚生常任委員長より発委第 3 号がそれぞれ提出されました。この際、これを日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。よって、発委第 2 号、発委第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただ今日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略することといたします。

追加日程第 1 発委第 2 号 阿蘇市議会会議規則の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、発委第 2 号「阿蘇市議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） ただいま配りました議案書を見ていただきたいと思います。

発委第 2 号、平成 27 年 9 月 16 日、阿蘇市議会議長、藏原博敏様。

提出者は、議会運営委員長、古木孝宏議員です。

阿蘇市議会会議規則の一部改正についてであります。

改正内容については、3 ページを見ていただきたいと思います。新旧対照表のうち左側です。改正後です。欠席の提出についてです。第 2 条、第 2 項に、議員は出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第 91 条の第 2 項としまして、委員は出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができるという内容を、それぞれ新たに追加するものであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） 発委第 2 号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正が行われたことに伴い、阿蘇市議会においても女性議員が安心して活動できる議会環境を整備する必要があることから、出産に伴う議会の欠席に関する規定を加えるものであります。

以上が本案提出の理由であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第 2 号について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、発委第 2 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 発委第 3 号 青少年健全育成基本法制定を求める意見書（案）

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、発委第 3 号「青少年健全育成基本法制定を求める意見書

(案)」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 省略でいいそうですので、提出者により提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 発委第3号について、提案理由の説明をいたします。

子どもたちの健全育成に必要な環境を創り上げるための法律の整備であり、保護者や学校、地域社会などが責任ある大人の役割を果たす必要があります。このため、国に対して青少年健全育成基本法の制定を求めるものであります。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

余談でありますけれども、ちょっと質疑がありました。議長が代わっておりますので、その点また訂正して提出させていただきます。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第3号について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、発委第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。御苦勞でございました。

午後0時04分 散会